

## 非常変災時における生徒の登下校に関する取決め

### 1 生徒の登校に関して

○ 登校する以前に、次の地域に **警報** (※) が発表された場合は**自宅待機**とし、

(1)～(2)のように対応する。

※ 「警報」とは、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪および特別警報のすべての警報をさします。  
以下すべて同じです。

- ① 岐阜市（学校所在地）
- ② 生徒の居住地
- ③ 生徒が登下校で通る地域

以下、①～③をまとめて、  
「通学経路」と呼びます。

(1) 岐阜市（学校所在地）に**警報**が発表された場合、(ア)～(エ)のように対応する。

(ア) 午前6時30分までに解除された場合

**平常通り授業をおこなう。**

(イ) 午前6時30分～午前11時の間に解除された場合。

**解除後2時間を経てから授業を開始する。**

(ウ) 午前11時以降に解除された場合

**当日の授業を中止する。**

(エ) その他

ただし、(ア)(イ)の場合において、道路や橋の損壊などで通学が危険な場合、また、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合は、登校に及ばない。

(2) 岐阜市には**警報**が発表されていないが、②生徒の居住地、または③生徒が登下校で通る地域のいずれかに**警報**が発表された場合、その生徒は(1)に準じて対応する。

この場合、学校では通常の授業を行うが、該当の生徒は公欠とする。

### 2 生徒の下校に関して

(1) 登校後、学校にいる間に①岐阜市に**警報**が発表された場合、(ア)～(イ)のように対応する。

(ア) 警報発表中、または警報の発表が予想される場合

①台風などの進行型災害のとき

生徒が安全に下校できると校長が判断した場合に、帰宅できる。  
危険がある場合には、学校待機とする。

②ゲリラ豪雨などの突発型災害のとき

学校待機を原則とする。また、帰宅は警報解除後を原則とする。

(イ) 帰宅後は、ただちに、生徒から各クラス担任あてに帰宅確認の連絡を入れる。

**安否確認のため、必ず連絡してください。**

(2) 登校後、学校にいる間に②生徒の居住地、または③生徒が登下校で通る地域のいずれかに**警報**が発表された場合、該当する生徒を(1)に準じて対応する。

### 3 生徒が登下校の途中または校外で活動中の場合

○ 登下校途中、または校外での活動中に通学経路あるいは、活動している地域に**警報**が発表された場合、(1)~(2)のように対応する。

(1) 生徒が登下校途中の場合

安全が確保できる場所（公共の建物・コンビニ等の店舗など）で待機し、保護者・担任（学校）に連絡する。

このとき、自宅・学校がきわめて近くにありそこへの移動が安全であることが確認できた場合には、登校・帰宅してもよい。

(2) 生徒が校外で活動中の場合。

ただちに活動を中止し、引率職員の指示に従う。

### 4 その他の留意事項

○ 通学経路に**警報**の発表が予想される場合、終業時刻を繰り上げて下校とすることがあります。その際には、次の方法で情報を発信しますので、ご注意ください。

① 学校からの緊急連絡メール

[sugumail@gifu-net.ed.jp](mailto:sugumail@gifu-net.ed.jp) からのメール配信

※ 登録方法については、別途ご案内されております。

② 学校のホームページ上での情報公示

<http://school.gifu-net.ed.jp/wordpress/jyohoku-hs/>

③ 学校（HR担任等）からの電話

学校代表番号 058-237-5331

④ 生徒本人からの電話・メール等

○ 生徒登校後の**警報**が発表された場合、校内に待機し保護者の迎えを待ちます。ただし、校長が安全に帰宅することが可能であると判断した場合は公共交通機関、徒歩、自転車での帰宅を認める場合があります。

○ 雷の発生に伴っては、次のように対応します。

(1) 生徒が下校前の場合は、雷の様子か終息に向かうまで学校待機とし、終息後下校させます。

(2) 生徒が登下校の途中の場合は、近くの安全が確保できる場所（公共の建物・コンビニ等の店舗など）で待機し、終息後、安全を確認しつつ登下校を続けることとします。

(3) いったん終息した雷が、再度勢いを強めた場合は、(1)または(2)に従って行動することとします。

○ 緊急時には、情報が錯綜することがございます。学校と保護者、生徒と保護者、保護者間、生徒間での連絡を密にするとともに、地域の様々な情報を正しく入手いただきますよう御協力をお願いします。

# 地震災害発生時における生徒の登下校に関する取決め

地震災害が発生した場合の生徒の登下校に関する取決めを、本校規定の「地震災害対策要項」に従い、次のようにします。

		注意情報発令時	警戒宣言発令	地震発生時(発生後)
登校時		登校する。	自宅・学校の近いほうに行く。	安全な場所に一時避難。その後、学校・家の近い方に行く。
在校時		学校の指示に従う。	安全な交通手段を確認後下校する。状況によっては学校に待機する。	安全な場所に避難誘導安全状況を確認後帰宅
下校時		そのまま帰宅	学校・自宅の近いほうへ行く。(自主防の指示に従う)	安全な場所に避難する。その後、学校・家の近い方に行く。
在宅時	授業日	学校から連絡があるまで自宅待機	学校から連絡があるまで自宅待機とする。	学校から連絡があるまで自宅待機。(自主防の指示に従う)
	休業日	保護者の管理下におく。	保護者の管理下におく。	保護者の管理下におく。

\*自主防 ……地域自主防災組織の略

○災害発生時の、学校との連絡は次のものを利用してください。

## (1) 学校情報メール・ホームページの情報

### ①学校情報メールの活用

[sugumail@gifu-net.ed.jp](mailto:sugumail@gifu-net.ed.jp)からのメール配信

※ 登録方法については、別途ご案内されております。

### ②ホームページでの情報

インターネットが使える場合は、下記の本校のホームページにアクセスしてください。連絡事項が掲載してあります。

本校ホームページ URL… <http://school.gifu-net.ed.jp/jyohoku-hs/>

## (2) 災害用伝言サービスによる情報

災害発生時は、電話が使えなくなる場合があります。その順序は次のとおりです。

①携帯電話 ②被災地への一般電話 ③被災地からの一般電話 ④公衆電話

これらの電話が使える場合は、下記の方法で学校からの情報を入手してください。

災害用伝言ダイヤルサービス 171

※ 171をダイヤルすると「録音される方は1を、再生される方は2を押してください」というアナウンスが流れますので、2を押して「058-237-5330」をダイヤルすると学校からの連絡が流れます。

## (3) 周囲の人たちとの情報交換

地域の知人、生徒本人の友人等と連携をとって、情報を共有してください。

## (4) 著しい被害を受ける等、夜間に学校への連絡が必要な場合の非常用連絡先

090-3258-9683 (非常用携帯電話)